

福井県青少年愛護審議会（全体会）議事録

1 開催日時

平成30年11月9日（金）午後3時30分～午後5時

2 開催場所

福井県警察本部葵分庁舎 2階 第2会議室

3 出席者

(1) 委員 14人

安彦智史委員、伊井彌州雄委員、戎利光委員、小西出則子委員、近藤修委員、酒井美樹男委員、坂本卓也委員、佐々木英江委員、清水祥三委員、中西美和子委員、中橋征子委員、見谷智恵委員、山崎暢子委員、和多田裕委員

（欠席 坂野洋一委員、佐々木雅代委員、砂村洋子委員、寺岡留美子委員、土橋雅実委員、藤井真津美委員）

(2) 幹事 4人

浦井寿尚幹事（代理）、北川登幹事、清川亨幹事（代理）、吉田秀明幹事

説明補助者 1人

田中史彦補佐（県警少年女性安全課）

(3) 事務局 5人

三澤企画幹（県民安全）、金谷県民安全課長、ほか課員3人

4 報告内容

(1) 審議会（部会）報告

7月・9月審議会（部会）の報告

事務局から、7月開催の審議会における優良図書10冊に係る諮問・推奨と9月開催の審議会における優良図書10冊に係る諮問・推奨についての報告がなされ、了承された。続いて、5月における有害興行4作品の緊急指定、6月における有害興行5作品、有害図書等10冊の緊急指定、7月における有害興行5作品の緊急指定、有害図書等9冊の諮問・指定、8月における有害興行7作品、有害図書等10冊の緊急指定、9月における有害図書等10冊の諮問・

指定についての報告がなされ、了承された。また、5月におけるビデオ等の包括指定1,310作品(4月分)、6月におけるビデオ等の包括指定1,471作品(5月分)、7月におけるビデオ等の包括指定1,052作品(6月分)、8月におけるビデオ等の包括指定1,410作品(7月分)についての報告がなされ、了承された。

(2) 有害図書等の緊急指定に係る報告(福井県青少年愛護条例第48条第2項)

ア 有害興行の指定に係る報告

事務局から、9月に有害興行として緊急指定した映画8作品、10月に有害興行として緊急指定した映画2作品について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

イ 有害図書等の指定に係る報告

事務局から、10月に有害図書等として緊急指定した9冊について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(3) ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、10月に有害図書等として包括指定したビデオ等1,409作品(8月分)および10月に有害図書等として包括指定したビデオ等1,024作品(9月分)について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

5 審議内容

(1) 図書等の推奨、指定にかかる諮問(福井県青少年愛護条例第48条第1項第2号、第3号、第4号)

ア 優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関して諮問を受けた図書10冊について、各委員に回覧するとともに事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、10冊をいずれも優良図書等として推奨することが適当との意見を得た。

6 意見交換

○県警本部少年女性安全課から、青少年のインターネット被害についての説明があった。また、事務局から、県のインターネット被害防止施策についての説明があ

った。

- ・委員から、自画撮り被害について、福井県の被害者の年代はどのような状況かとの質問があり、県警察本部から、小学生から高校生までが被害に遭っているとの説明があった。
- ・幹事から、自画撮り被害を規制するための法律はないのかとの質問があり、事務局から、児童ポルノ画像の製造については児童ポルノ禁止法で規制されるが、その前段階である、画像を送信するよう要求することについては、現在、規制できる法律がない。そのため、現在、6都府県で条例の改正により規制しているとの説明があった。
- ・幹事から、今後、石川県や富山県など近隣の県で条例が改正されると、条例を改正していない福井県に被害が集中する心配があるとの意見があり、事務局から、条例改正については、今後、他県の状況等も注視して検討したいとの意見が示された。
- ・委員から、SNSを通じて被疑者と出会った被害児童の半数以上は、金品目的、性的関係目的、交友目的など、自らが積極的に動いた結果、被害にあっている。このため、情報モラルも大切であるが、例えば売春をしてはいけないというような青少年として当たり前モラルについての教育も必要であるとの意見があった。